

水田活用の直接支払交付金の 交付対象水田の見直しについて

見直し内容

令和9年度以降、過去5年間一度も**水張り**が行われていない農地は交付対象外となります。
たとえば…令和4年度から令和8年度までの5年間で一度も水張りが行われなかった水田は令和9年度から本交付金の対象外となります。

水張りとは

- 水稲の作付け**をおこなうこと ※水稲共済加入者は**細目書**等で作付けを確認します。
または
- たん水管理を1か月以上**おこない、連作障害による収量低下が発生していないこと
…水田に水を張っている状態

※以下に該当する場合は、5年間に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外されません。

- ①災害復旧事業の対象で、水稲の作付が困難であることが確認できる場合
- ②農業基盤整備事業等の対象で、水稲の作付けが困難であることが確認できる場合

たん水管理の確認方法

- 再生協議会による**現地確認**
たん水管理開始**5日前**までに**たん水管理実施計画書(参考様式1)**を事務局へご提出ください。
- たん水管理記録簿**による確認
1筆ごとに**たん水管理記録簿(参考様式2)**を作成し、事務局へご提出ください。
様式は**再生協事務局窓口**で受け取るか**ホームページ**からダウンロードしてください。

注意点

- たん水管理**について
水稲作付け時と同等のたん水管理をおこなってください。雨水や雪解け水によるたん水は認められません。
たん水はほ場全体におこなってください。部分的なたん水は認められません。
- たん水期間**について
時期に指定はありませんが、用水によるたん水状態を**1か月以上**保ってください。
なお、中丹管内では鳥インフルエンザ予防の観点から冬季のたん水は推奨されていません。

※内容は国の方針によって今後変更になる可能性があります。

福知山市地域農業再生協議会事務局(福知山市産業政策部農林業振興課内)

TEL 0773-24-7044 FAX 0773-23-6537

E-mail noushin@city.fukuchiyama.lg.jp